



由 布 市 第 3 次 男 女 共 同 参 画 プ ラ ン

年次報告書（令和5年度）

令和7年1月 由布市

はじめに

男女共同参画社会基本法では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けてられております。

由布市においては、平成17年10月の市町村合併と同時に「由布市男女共同参画推進条例」を策定、公布し、平成20年7月に「男女共同参画プラン」を策定、以降、2度の見直しを行い、現在「由布市第3次男女共同参画プラン」に基づく男女共同社会実現の取り組みを推進してきました。

この由布市第3次男女共同参画プランは、令和3年度から令和7年度までの6年間を計画の期間とした、「男女共同参画基本法及び由布市男女共同参画推進条例」に基づく、由布市の男女共同参画社会の形成を図るための総合的な計画であり、男女共同参画社会をめざすための具体的な取組内容を定めたものです。

加えて、当該の計画では、由布市男女共同参画推進条例と同じ5つの基本理念を持つ中で3つを基本目標としており、具体的な施策については、重点目標ごとに展開していくこととしています。

《基本目標》

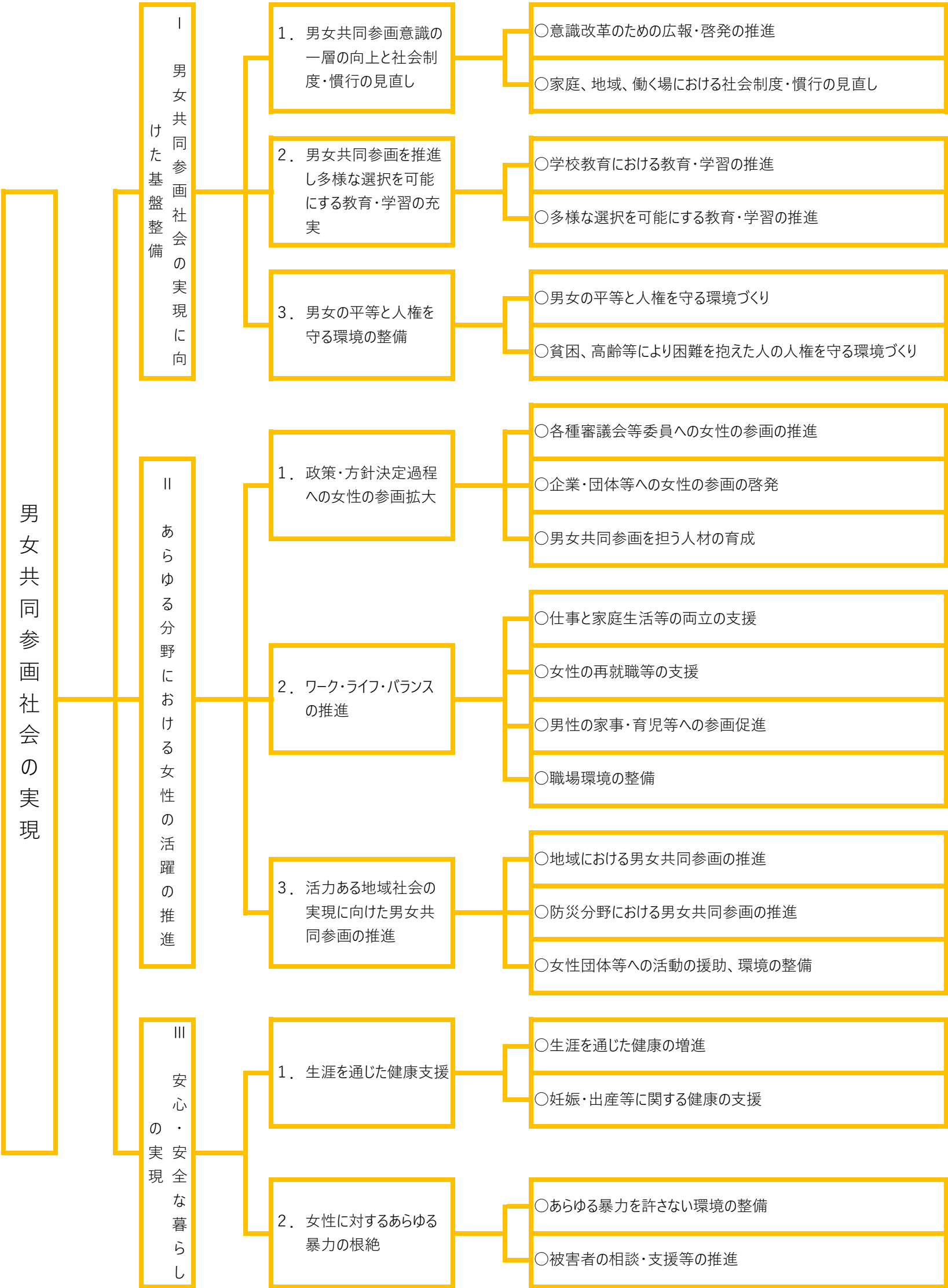
- ・男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備
- ・あらゆる分野における女性の活躍の推進
- ・安心・安全な暮らしの実現

この年次報告書は、由布市男女共同参画推進条例第18条の規定に基づく年次報告として、令和5年度に本市が取り組んだ第3次男女共同参画プランの施策の実施状況を報告するとともに、その進捗状況を示したものです。



計 画 の 体 系

- 総合目標
- 基本目標
- 重点目標
- 施 策



総括評価表

A：施策どおり実施
B：おおむね施策どおり実施
C：一部実施
D：未実施

基本目標	重点目標	施 策	具体的施策 (延べ件数)	A	B	C	D		
Ⅰ 男女共同参画 社会の 実現に向けた 基盤整備	1. 男女共同参画意識の 一層の向上と社会制 度・慣行の見直し	○意識改革のための広報・啓発の推進	3	2 66.7%	1 33.3%	0 0%	0 0%		
		○家庭、地域、働く場における社会制 度・慣行の見直し	3	1 33.3%	1 33.3%	1 33%	0 0%		
	2. 男女共同参画を推進し 多様な選択を可能にする 教育・学習の充実	○学校教育における教育・学習の推進	4	4 100%	0 0%	0 0%	0 0%		
		○多様な選択を可能にする教育・学習 の推進	3	2 66.7%	1 33.3%	0 0%	0 0%		
	3. 男女の平等と人権を 守る環境の整備	○男女の平等と人権を守る環境づくり	3	1 33.3%	2 67%	0 0.0%	0 0%		
		○貧困、高齢等により困難を抱えた人 の人権を守る環境づくり	4	4 100%	0 0%	0 0%	0 0%		
	Ⅱ あらゆる分野 における 女性の活躍 の推進	1. 政策・方針決定過程 への女性の参画拡大	○各種審議会等委員への女性の参画 の推進	※別評価 P 1 4 ～ P 2 0 参照					
			○企業・団体等への女性の参画の啓 発	2	0 0%	2 100%	0 0%	0 0%	
○男女共同参画を担う人材の育成				3	2 66.7%	1 33.3%	0 0%	0 0%	
		2. ワーク・ライフ・バランス の推進	○仕事と家庭生活等の両立の支援	2	0 0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0%	
○女性の再就職等の支援			4	1 25.0%	3 75.0%	0 0%	0 0%		
			○男性の家事・育児等への参画促進	2	1 50.0%	1 50.0%	0 0%	0 0%	
3. 活力ある地域社会の 実現に向けた 男女共同参画の推進				○職場環境の整備	5	5 100%	0 0%	0 0%	0 0%
		○地域における男女共同参画の推進	2	0 0%	2 100%	0 0%	0 0%		
			○防災分野における男女共同参画の 推進	1	1 100%	0 0%	0 0%	0 0%	
		○女性団体等への活動の援助、環境 の整備		2	1 50%	1 50%	0 0%	0 0%	
Ⅲ 安心・安全な 暮らしの 実現			1. 生涯を通じた健康支援	○生涯を通じた健康の増進	10	9 90.0%	1 10.0%	0 0%	0 0%
		○妊娠・出産等に関する健康の支援		6	6 1	0 0	0 0	0 0	
		2. 女性に対する あらゆる暴力の根絶	○あらゆる暴力を許さない環境の整備	6	4 66.7%	2 33.3%	0 0%	0 0%	
			○被害者の相談・支援等の推進	4	4 100%	0 0%	0 0%	0 0%	
				合 計		69	48 69.6%	20 29.0%	1 1.4%

目 次

○「主な取組」の取組状況等とその評価 (※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)	・ ・ ・ ・ ・ 1
○「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について (※女性委員のいない審議会等をなくす。)	・ ・ ・ ・ ・ 14
○「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について (※女性委員の全体に占める割合40%以上)	・ ・ ・ ・ ・ 18
○地方自治法第180条の5に基づく「教育委員会」「選挙管理委員会」「公平委員会」「監査委員会」「農業委員会」「固定資産評価審査会」における女性委員の割合等の現状	・ ・ ・ ・ ・ 21
○「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について(まとめ)	・ ・ ・ ・ ・ 22
○「農業委員」「認定農業者」「防災会議の委員」「消防団員」「教育委員」に占める女性の割合等の現状	・ ・ ・ ・ ・ 23
【資料】由布市男女共同参画推進条例	・ ・ ・ ・ ・ 24
おわりに	・ ・ ・ ・ ・ 28

「主な取組」の取組状況等とその評価
(※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	1 男女共同参画意識の一層の向上と社会制度・慣行の見直し	意識改革のための広報・啓発の推進	①職場、家庭、地域において、男女共同参画に関する理解を深め、定着させることを目的として、女性団体、教育団体等の協力を得つつ、市報やインターネット等を活用した広報・啓発活動の充実を図ります。	人権・部落差別解消推進課	市報やホームページへの掲載及び啓発冊子やパンフレット等の展示やポスターの掲示をするなど啓発を行った。併せて、各庁舎にポスター等の啓発資料を提供し、啓発を促した。	A
				社会教育課	公民館に各種啓発用パンフレット、ポスター等の展示を行い、来館者に情報提供した。	
			②男女共同参画に関する各種啓発用パンフレット、ポスター等を収集し、公民館や庁舎ロビーにおいて、市民への情報提供に努めます。	人権・部落差別解消推進課	各種啓発用パンフレット、ポスター等を庁舎ロビーに設置し、市民への情報提供に努めた。併せて、各庁舎にポスター等の啓発資料を提供し、啓発を促した。	A
				挾間・地域振興課	啓発用パンフレット等を掲示することにより、来庁者への情報提供に努めた。	
				湯布院・地域振興課	機会があれば、男女共同参画に関する各種啓発用パンフレット、ポスター等啓発物の展示や掲示を行い、市民への情報提供に努めた。	
				挾間公民館	館内にポスターを掲示し、ロビーの資料コーナーに関係資料を置き、情報提供を行った。	
				庄内公民館	公民館のロビーにポスター掲示やパンフレット設置をし、情報提供に努めた。	
				湯布院公民館	各種啓発用パンフレット、ポスター等の掲示を行い、来館者に対し情報提供を積極的に進めた。	
			③「男女共同参画週間」、「行政相談週間」、「人権週間」等を通じて市民の意識啓発に取り組めます。	人権・部落差別解消推進課	「男女共同参画週間」については、挾間・庄内・湯布院地域の店舗前で街頭啓発活動を実施、また各庁舎においても啓発を行った。 「行政相談週間」については、市報への掲載、「家族の週間」については横断幕の設置により啓発を行った。加えて、「人権週間」をはじめ、年間を通じて庁舎内の啓発コーナーにポスター・パネル等の掲示を行い、意識の高揚・情報提供に努めた。	B

「主な取組」の取組状況等とその評価
(※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本目標	重点目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	1 男女共同参画意識の一層の向上と社会制度・慣行の見直し	家庭、地域、働く場における社会制度・慣行の見直し	①家庭、地域、働く場等社会の様々な場面における慣行について、役割分担意識の解消に努めます。	人権・部落差別解消推進課	父子を対象とした事業（お菓子作り教室）を開催し、父親が子どもと触れ合う機会を提供した。一方で、役割分担意識の解消には時間を要すると考えられる。	B
				社会教育課	家庭教育講座・家庭教育サロンを実施した。（のべ358名参加）また、学びの機会を提供するため、自治区等で行う人権学習への補助も行った。	
				挾間・地域振興課	啓発用パンフレット等を掲示することにより、来庁者の意識解消に努めた。	
				庄内・地域振興課	機会があれば、呼びかけや啓発物の掲示を行っている。	
				湯布院・地域振興課	家庭、地域、働く場等社会の様々な場面における慣行について、啓発用パンフレット等により、役割分担意識の解消に努めた。	
			②あらゆる場での性による差別解消を図るため、出前講座の開催や市報等を通じて啓発します。	人権・部落差別解消推進課	啓発等は行っているが、出前講座の開催は実施できていない。	C
			③地域づくり推進を担う社会教育関係団体への研修会、公民館主催事業を通じて、性別による偏りにつながるおそれのあるものについて学習機会を提供し啓発に努めます。	挾間公民館	家庭教育講座のほっこりカフェでは、子育て世代に対して、また寿大学では人権講座により学習機会を提供した。	A
				庄内公民館	公民館主催事業を通じて、資料（情報）提供し、啓発に努めた。	
				湯布院公民館	湯布院公民館・川上地区集会所合同人権学習会（ゆふ大学生・女団連・自治公民館長・川上地区集会所受講生対象）を開催、男女共同参画の内容にも触れ、啓発に努めた。	
Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	2 男女共同参画を可能にする教育・学習の充実	学校教育における教育・学習の推進	①学校教育全体を通じて、思いやりと自立の意識を育む男女平等教育を推進します。	学校教育課	教育課程に男女参画教育の全体計画及び年間指導計画を位置づけ、自立・平等の視点で日常にある性差別を見抜く目を養うとともに、男女が共同して社会に参加することの重要性についての認識を深める授業を実施した。	A
			②一人ひとりが健全な食生活を実現するための食育を推進します。	学校教育課	教育課程に食に関する年間指導の全体計画及び年間指導計画を位置づけ、家庭科等の授業や給食指導を通して、食育指導を実施した。また、栄養教諭を活用した食育の授業も行った。	A
			③ALT（外国語指導助手）との交流を通じ、他国の人権意識や男女平等観を学習する機会の提供に努めます。	学校教育課	ALTを活用した授業を、市内全小中学校で実施した。	A
			④教職員を対象に男女共同参画の理解及び意識を高めるための研修会を実施します。	学校教育課	全小中学校で職員研修を実施した。	A

「主な取組」の取組状況等とその評価
(※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	多様な選択を可能にする教育・学習の推進	①誰もが、各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に多様な選択を可能にする能力を身に付けられるよう、啓発に努めます。	社会教育課	まなびの情報誌を発行するなかで講座や活動グループの情報紹介を行い、市報や市のホームページにおいても、学びの場の周知を行った。	A
				スポーツ振興課	男女を問わず、広く情報を発信した。	
			②小学生を対象としたさまざまな体験活動を地域住民が関わりながら行い、地域での子育てに努めます。	学校教育課	地域学校協働活動推進員や地域人材活用指導員と連携した体験活動や「由布学」を中心とした地域との交流活動を行うことができた。	B
				社会教育課	地域協育の取り組みにより、地域住民が関わりながら学校支援活動、放課後や土曜日に学びや体験の活動を行った。また、わんぱくサマーチャレンジやふるさと探検部、子ども司書活動を実施した。	
				挾間公民館	ゆふの寺子屋や地域人材派遣事業により、地域住民から指導を受け体験活動を行った。	
				庄内公民館	公民館事業を通じて、地域住民と協力しながら地域での子育てに努めた。	
				湯布院公民館	家庭教育講座「ほのぼの広場」や放課後子ども教室、学校支援において地域人材を積極的に活用できた。	
				挾間・地域振興課	活動などに関わる機会がなかった。	
				庄内・地域振興課	小学生職場体験等で様々な情報提供を行っている。	
				湯布院・地域振興課	体験活動などに関わる機会がなかった。	
			③各種講演会・研修会等に男女共同参画の内容を取り入れ、地域住民の意識の高揚を図ります。	社会教育課	男女共同参画についての内容を盛り込んだ人権学習会を開催した。	A
				挾間公民館	主催教室の講座の一コマに取り入れて行った。	
				庄内公民館	主催講座に男女共同参画を含む人権についての内容を取り入れ、住民の意識の高揚を図った。	
				湯布院公民館	湯布院公民館・川上地区集会所合同人権学習会（ゆふ大学生・女団連・自治公民館長・川上地区集会所受講生対象）を実施し、男女共同参画の内容にも触れ、地域住民の意識の高揚に努めた。	

「主な取組」の取組状況等とその評価
(※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	3 男女の平等と人権を守る環境づくり	男女の平等と人権を守る環境づくり	①学校教育や社会教育において、人権への理解を深めるため、人権教育・啓発活動に努めます。	人権・部落差別解消推進課	庁舎内における設置モニターでの映像、パネル・ポスターの掲示、チラシ・横断幕の設置等により人権意識啓発に努めた。 また、各種人権大会や企業等における人権学習機会の提供に努め、人権意識啓発に取り組んだ。	A
			②学校教育において、人権尊重につながる性教育を充実させるとともに、授業参観を通じて保護者の人権意識の向上に努めます。	学校教育課	教育課程に性に関する指導の全体計画及び年間指導計画を位置づけ、性教育の授業を実施した。保護者の人権意識の向上につながる啓発に取り組む必要がある。	B
			③県やNPO等と連携して、テレビやインターネットなどからの人権を無視した情報等を主体的に読み解くための学習機会の提供に努めます。	人権・部落差別解消推進課	大分県等との直接の連携による学習機会の提供はできなかったが、市のホームページ上にあらゆる差別や人権について一括掲載している。	B
		人権を守る環境づくり 高齢者等により困難を抱えた人の	①高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境を整備するため、70歳以上の運転免許自主返納者を対象にユーバス無料券又はタクシー補助券の支援を行います。	総務課	107名にタクシー補助券を交付した。	A
				総合政策課	運転免許証自主返納者のうち5名に、ユーバス無料券を交付した。	
			②高齢者が健康づくりに気軽に取り組むための環境を構築し、健康に取り組む高齢者の増加を図ります。	高齢者支援課	講座や体操をとり入れた「いきいき元気塾」や「由布市元気アップ教室」を実施、また通いの場の「お茶の間サロン」に「健康応援団」を派遣するなど、高齢者が気軽に健康づくりに取り組む環境の構築を図った。	A
			③「由布市第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て・生活支援、経済支援等を総合的にを行います。	子育て支援課	13事業※をはじめ、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給・子ども医療費/高校生医療費/ひとり親家庭等医療費助成など、生活支援及び経済支援等を総合的に行った。 市のホームページは、引き続きスマートフォン対応とし、利用しやすい環境を整えている。市公式LINEアカウントについては、お友達登録している方に対し、災害情報や暑さ指数等のお知らせをしている。また、AIチャットボットを導入し、LINE上で、ごみに関する困りごとを解決できる「ごみの分別方法・収集日案内サービス」を実施した。	A
			④高齢者、子ども、障がい者、外国人等、誰もがが必要な情報にアクセスしやすく、支障なく利用できるホームページ作りに努めます。	人権・部落差別解消推進課		A

※健康応援団：リハビリ等に携わる専門職の方々。

※13事業：子ども・子育て支援法第59条に規定する13の事業のこと。

①利用者支援事業、②延長保育事業、③実費徴収に係る補足給付を行う事業、④多様な事業者の参入促進・能力活用事業、⑤放課後児童健全育成事業、⑥子育て短期支援事業、⑦乳児家庭全戸訪問事業、⑧養育支援訪問事業、⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、⑩地域子育て支援事業、⑪一時預かり事業、⑫病児保育事業、⑬子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

「主な取組」の取組状況等とその評価
(※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
II あらゆる分野における女性の活躍の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	企業・団体の啓発の女性の	①女性の職域拡大をめざし、企業や各団体等における女性参画に向けた取り組みを促進する広報活動を行います。	人権・部落差別解消推進課	国や県からの情報の提供や啓発資料等による啓発を行った。今後も商工観光課との情報共有が必要。	B
			②「女性が輝く社会」の実現に向けて、市内企業や商工会等に対し、女性の人材育成、役員・管理職の登用についての取り組みを働きかけます。	商工観光課	大分県女性起業家創出促進事業による女性起業家向けセミナー情報をHPに掲載。チラシ・ポスターは各庁舎と商工会に設置し、周知を行った。	B
		男女共同参画を担う人材の育成	①各団体等において、自主的な学習活動の支援を通じて、男女共同参画の推進を担う人材を育成します。	健康増進課	食生活改善推進員や母子保健推進員、ヘルスアップリーダー等が地域の健康づくりをめざし、地域活動を実施している。その取り組みにおいては、お互いの意見を尊重しつつ、女性の積極的な参加が図れるよう、創意工夫を行っている。	A
				社会教育課	社会教育関連団体へ活動の補助や支援を行った。	
			②男女を問わず各分野における研修会や講座への積極的な参加を推進し、組織の活性化を促します。	健康増進課	食生活改善推進員の養成講座に女性5名、男性1名が参加し、食生活改善推進員として地域活動を担うための学習・調理実習を学んだ。 また、母子保健推進員（女性41名/男性2名）・ヘルスアップリーダー（運動普及）（女性15名/男性7名）・食生活改善推進員（女性73名/男性2名）が老若男女問わず、地域で積極的に活動している。	A
				社会教育課	社会教育関連団体への活動を支援するとともに、公民館講座、高齢者学級、家庭教育講座などを開催した。家庭教育講座・家庭教育サロンでは、地域の方の協力のもと託児支援も行った。	
				スポーツ振興課	研修会等、広く案内を行った	
				総務課	男女共同参画に特化した研修は実施できなかったが、職場内で実施する各研修の際には、男女共同参画に関する内容を取り入れた。	B
			③職場内の男女共同参画意識を向上し、男女共同参画の推進に率先して取り組むため、職員への研修を実施します。			

「主な取組」の取組状況等とその評価
(※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
II あらゆる分野における女性の活躍の推進	2 ワークライフ・バランスの推進	仕事と家庭生活等の両立の支援	①職場での時間外労働の抑制や縮減の取組、健康相談等の健康管理体制の整備、ストレスチェックの対応について市報等による普及啓発に努めます。	総務課	具体的な内容についての啓発はできなかったが、市ホームページ上に、労働に関する相談窓口等の案内を掲載している。	B
			②女性が安心して出産し、子育てしながら働き続ける環境整備として、保育施設の待機児童発生防止に向けた取組を行うとともに、公立幼稚園の預かり保育のさらなる拡充を検討します。	子育て支援課	ニーズに応じた受け皿の整備を行ってきた。そのこともあり、令和5年4月1日現在の待機児童は発生していない。	B
				学校教育課	預かり保育の拡充を目指して、年度の途中から預かり保育時間延長を実施した。	
		女性の再就職等の支援	①出産や育児等で離職した女性の再就職を支援するため、求人情報を閲覧できるスペースを設置し情報の提供に努めます。	商工観光課	各庁舎において週間求人情報を設置し、閲覧できるスペースを作成した。	B
				挟間・地域振興課	常に求人情報の提供を行っている。	
				庄内・地域振興課	再就職等に係るパンフレット等を配置している。	
				湯布院・地域振興課	常時求人情報の提供を行っている。	
				挟間公民館	求人情報の提供を庁舎で行っているため、近接する公民館では行っていない。	
				庄内公民館	求人情報や求人相談にかかる託児等の情報を閲覧できるスペースを確保し、情報の提供に努めた。	
				湯布院公民館	求人情報を公民館ロビーで広く周知し、閲覧しやすい環境の整備に努めた。	
			②妊娠・子育て中の女性に配慮した職場環境の整備や、生活に対応した柔軟な働き方の選択ができる勤務制度の普及啓発に努めます。	総務課	啓発資料等による啓発を行った。また、市ホームページ上に新たに女性労働者の母性健康管理等についてのページを作成した。	B
			③子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりとして、放課後児童クラブ等の充実・拡充を推進します。	子育て支援課	ニーズに応じた「放課後児童クラブ」の設置に努めた。	B
			④病気のため保育所等での保育が困難な子どもを預かる病児・病後児保育施設について、必要な時に利用できるよう周知するとともに、施設の充実・拡充を検討します。	子育て支援課	病児・病後児保育施設の広域での利用が可能となっている。	A

「主な取組」の取組状況等とその評価
(※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本目標	重点目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
II あらゆる分野における女性の活躍の推進	2 ワークライフバランスの推進	男性の家事・育児等への参画促進	①親子を結び付け、家族のきずなを深めるきっかけを推進するため、休日を家族で過ごすことのできる「家族の週間」を推進します。	人権・部落差別解消推進課	庁舎に横断幕を設置するなどし「家族の週間」の周知をした。	A
			②男性が家事や育児を主体的に行うことの意義や大切さについて理解が広まるよう、広報、啓発を行うとともに、男性が家事や育児への関心を高めるための事業を実施します。	子育て支援課	育児への関心を高めるための事業として、子育て支援拠点事業の中でプレママ・プレパパスクールを開催した。	B
		職場環境の整備	①性別を理由とした採用や配置、昇格等における差別的扱いが行われない職場づくりを進めるため、法令等の遵守の周知・啓発に努めます。	総務課	採用、配置及び昇格等において差別的扱いが行われない職場をつくるため、法令等を遵守している。また、その周知・啓発も行った。	A
			②女性労働者が妊娠、出産後も引き続き能力を発揮できる機会を確保するため、労働基準法、育児・介護休業法等に基づき、女性労働者の勤務労働条件や健康管理が適切に行われるよう事業主へ啓発を行います。	商工観光課 総務課	人材確保等支援事業補助金において「大分県女性活躍推進宣言」を行っている企業を対象としている。また、ホームページにおいて「スタートアップ労働条件」のリンクを行った。	A
			③パートタイム労働法及び同指針の周知徹底を図り、パートタイム労働者と通常の労働者との均衡を考慮した、処遇の浸透・定着を推進します。	商工観光課	「労働なんでも相談会」を1回実施した。また、大分労働局等から送付されるチラシを各庁舎に設置した。	A
			④長時間労働等の働き方の見直しに向けた男女共同参画の意義についての理解を促進するために意識啓発を行います。	商工観光課	大分労働局等から送付されるチラシを各庁舎に設置した。	A
			⑤誰もが安心して充実した生活を送ることのできる環境を整備するため、男性の育児休業取得推進等、職場における働き方改革の取組を推進します。	総務課	市職員向けに作成した「働き方改革T R I A L」に掲げている5つの目標の達成に向け、ワークライフバランスの実現と魅力ある職場づくりを目指し、引き続き取り組んだ。また、男性の育児休業取得等を推進した。	A

※ワークライフバランス：仕事と生活のバランスがとれた状態。

「主な取組」の取組状況等とその評価
(※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	3 活力ある地域社会の実現に向けた男女共同参画の推進	地域社会における男女共同参画の推進	①地域やNPO等の団体において、男女がともに参加し協力する活動を推進します。また、地域おこし協力隊を計画的に配置し、地域との連携を深めていきます。	総合政策課	地域おこし協力隊員4名中、女性を6名任命した。	B
				挟間・地域振興課	更生保護女性会や女性ドライバー協会等の活動を通じ、保護司会・交通安全協会と協力連携をしていくことで運動の推進に務めた。	
				庄内・地域振興課	まちづくり協議会を支援し、集落支援員等により地域の連携を進めている。	
				湯布院・地域振興課	湯平地区に地域おこし協力隊を配置し、湯平の復興・復旧に努めた。	
			②自治会や公民館、PTA等地域における多様な活動計画や方針決定への女性の参画拡大を図ります。	総務課	自治会における女性の参画拡大については、地域ごとの慣習が根強く、大きな変化は見られない。	B
				社会教育課	各種審議会や委員会において公民館利用者や女性団体の代表を委員として委嘱している。	
				学校教育課	学級懇談等をはじめとしたPTA活動については女性参加の割合が高く、女性参画が十分できている。	
				挟間・地域振興課	概ね自治区の方針に任せている現状であるが、地域を代表する文化団体(やせうま保存会他)の祭・イベント参加の中では、女性の参画拡大が図れている。	
				庄内・地域振興課	自治会(女性ドライバー協会など)や公民館活動で女性参画を推進している。	
				湯布院・地域振興課	概ね、各組織体の方針に任せている現状であるが、今後、公民館などと連携し、参画拡大を推進する。	
		男女共同参画分野における推進	①地域防災において、女性参画を進めるため、女性防災士の育成に取り組みます。	防災危機管理課	・スキルアップ研修では、女性受講者の参加募集を積極的に行った。(15名中3名) ・防災士養成研修では、女性の参加者を積極的に受け入れた。(12名中4名)	A
			①避難所の運営に関し、女性と男性のニーズ等の違いに配慮した取組を行います。	福祉課	男女ニーズに応じた配慮を行った。 生理用品なども避難所に常時持込対応した。	B
		女性援助団体等への活動の整備	①市内の各種女性団体また女性団体間の連絡協議等の活動について支援します。	社会教育課	事務局として団体の活動支援や各地域の連携・調整に取り組んだ。	A
			②女性団体における子育て世代の女性のスキルアップを支援するため、経験豊富な女性からの知識や技術の継承、託児支援等会議に参加しやすい環境づくりを進めます。	社会教育課	女性団体の活動を支援し、女性の社会参画を推進するため政策提言の機会の調整を図った。	B

「主な取組」の取組状況等とその評価
(※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本目標	重点目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現	1 生涯を通じた健康支援	生涯を通じた健康の増進	①由布市健康増進計画等に基づきあらゆる場へ健康づくりへを働きかけ、社会全体で個人の健康を支える環境づくりを行います。	健康増進課	健康増進計画及び健康立市推進事業により、市民・行政・地域社会一体となり、ゆふ健康マイレージ事業・シニアエクササイズの推進・早寝早起き朝ごはん事業など各種事業を実施した。	A
			②健康診査やがん検診の広報を充実させるとともに、事業所等への啓発も行い誰もが受診できる体制づくりに努めます。	健康増進課	加入健康保険に関わらず、19歳以上の市民誰もが市の補助を受け、健康診査、がん検診を受診できる機会を設定している。また、女性の受診率が低いことから検診車のスタッフが女性のみの「レディース検診」や託児日を設けている。	A
				保険課	健診やがん検診の広報は冊子「健康おたすけハンドブック」を作成し、市内全戸へ配布するなど積極的勧奨に取り組んだ。また、集団健診の日程を毎月市報に掲載するとともに、ゆふポや公式LINEを活用し、健診の周知を行った。	
				商工観光課	人材確保等支援事業補助金において「健康経営事業所認定」を受けている企業を対象としている。また、「異業種交流会」内に保健所からの説明の時間を設け、周知を行った。	
			③健康相談・健康を通じて生活習慣の改善を図り、誰もが健康で充実した生活を送るための健康づくり体制の充実にも努めます。	健康増進課	成人期・壮年期・老年期の生活習慣の改善のため、健康教室を実施した。 具体的には、糖尿病予防教室（全8回/延人数62人）ワンポイント教室：栄養講話・運動実践（全4回/延人数39人）・アクアビクス教室（全6回/延人数36人）水中運動教室（全40回/延人数965人）を開催し、多くの市民が健康づくりのため教室に参加している。	A
			④各世代に応じた望ましい食生活の実践に必要な知識と技術を学ぶ場づくりに努めます。	健康増進課	食生活改善推進員定例会を通じて、栄養バランスの整った食事の調理実習や栄養に関する講義を行い、望ましい食生活を行う上で必要な知識を学べる場を設けた。令和5年度の定例会開催数・参加数は挟間支部：8回・81名、庄内支部：7回・93名、湯布院支部：7回・136名であった。	A
			⑤エイズ等の正しい知識や薬物等が心身に及ぼす影響についての正確な情報提供に努めます。	健康増進課	各庁舎にポスターを掲示し、情報提供を行った。	A
			⑥学校教育において、性に関する正しい知識を得るための性教育を充実させるように努めます。	学校教育課	教育課程に性に関する指導の全体計画及び年間指導計画を位置づけ、児童生徒が正しい知識を得るために性教育の授業を実施した。	A

※Web予約：インターネット上で行う予約。

※アクアビクス：水中で体を動かす水中運動。

「主な取組」の取組状況等とその評価
(※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本目標	重点目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現	1 生涯を通じた健康支援	生涯を通じた健康の増進	⑦うつ病等の心の病やさまざまな精神関連の問題や悩みに対する相談窓口等の情報の提供に努めます。	健康増進課	市報やホームページ等で相談窓口の情報提供を行い、加えて、健康温泉館に健康相談窓口を設置する中で相談対応を行った。(相談件数262件)	A
			⑧保健と福祉の総合相談窓口を設置し各種相談業務の充実を図ります。	保険課	訪問事業などで総合的な問題を抱えている方がいた場合は、必要に応じて、他課の窓口へつなげるように努めた。	A
				福祉課	総合相談窓口を開設し随時相談に対応した。 また、各相談員の研修等を通じてスタッフの質の向上を図った。	
				子育て支援課	子育てサポートセンターによる相談や支援を実施した。	
				高齢者支援課	総合相談窓口は福祉課内に設置されている。高齢者支援課は包括支援センターと連携し高齢者の相談対応を実施した。	
			⑨スポーツ推進委員協議会を中心に生涯を通じてのスポーツの普及を図り、各種スポーツ大会へ男女が参加しやすい条件整備に努めます。	スポーツ振興課	広く周知を行って取り組んだ (スポーツ推進員の構成 男性：17名 女性：9名)	B
			⑩ゆふ健康マイレージ等を活用し、運動習慣の定着を推進します。	健康増進課	ゆふ健康マイレージを通して、運動習慣の定着を推進した。マイレージの応募者実績数は以下のとおり。 令和4年 1,157人 (女性846人：73%、男性311人：27%) 令和5年 1,303人 (女性962人：74%、男性341人：26%)	A

「主な取組」の取組状況等とその評価
(※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現	1 生涯を通じた健康支援	妊娠・出産等に関する健康の支援	①乳幼児健診や健康相談、訪問の機会を通じ、育児不安や悩み等の解消に努めます。	健康増進課	乳幼児健診や各種相談会、教室、訪問指導を実施し、育児不安や悩みの解消に努めた。 (R5実績) 1歳半健診受診率95.6%、3歳児健診受診率92.9%	A
			②妊婦健診を定期的に安心して受診できるように妊婦健診費用の助成を行います。	健康増進課	県内での妊婦健診の助成に加えて、里帰り出産等で県外で妊婦健診を受診される方にも償還払いで妊婦健診費用の助成を行った。 (R5実績) 304件 延べ2,358人	A
			③乳幼児の適切な医療の確保を図るために医療費の助成を行います。	子育て支援課	子ども医療費助成事業を実施することで、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上及び子育て世帯の負担軽減に寄与した。	A
			④産後訪問を通じて、産後うつ予防や家族の育児参加を推進し、女性が安心して産み育てられる環境づくりに努めます。	健康増進課	産後早期の家庭訪問を行い、産後うつについてや家族の協力を得ながら子育てを行う大切さについて啓発を行った。 (R5実績) 出生数214人 訪問件数209件	A
			⑤乳幼児健診において、未受診の家庭の訪問等を行い、未受診の乳幼児をなくすよう努めます。	健康増進課	R4年度の乳幼児健診未受診者は14名。そのうち、R5年度に健診受診した方が7名、その他の児については園等に状況確認し、未受診者の健康状態の把握に努めた。	A
			⑥母親が情報交換できる子育て広場を開催し、育児に関する悩みが解決できるネットワークづくりの推進に努めます。	健康増進課	母子保健推進員や子育て支援センター等と連携し、子育て広場等を開催。育児に関する悩みの共有や保護者を支援するネットワークの構築に努めた。 (R5年度実績) 【湯布院延べ124人・13回、母推活動4回・67人】 【庄内子育て支援センター計測12回・延べ61人、母推活動6回・60人】 【挟間ちびっこ広場20回・285人】	A
				子育て支援課	市内4カ所で子育て支援拠点事業を実施し、子育て等に関する相談対応、情報の提供を実施し、不安解消に努めた。	

※G B S : B群溶血性連鎖球菌。

※E P D S : 産後うつ病に対するスクリーニング(ふるい分け)検査として開発された自己記入式の評価表。

「主な取組」の取組状況等とその評価
(※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現	2 女性に対するあらゆる暴力の根絶	あらゆる暴力を許さない環境の整備	①暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）に広報活動を行い、暴力を許さない意識の啓発に努めます。	子育て支援課	挟間・庄内・湯布院3カ所で広報活動を実施した。	B
			②配偶者や高齢者、児童等に対する暴力防止への啓発に努めます。	子育て支援課 高齢者支援課	市報や班回覧による虐待防止の啓発を行った。 虐待防止の啓発のためのパンフレットを作成、市役所や社会福祉協議会の窓口を設置した。	A
			③セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止を図るため、商工会等を通じ、事業主等への意識啓発に努めます。	商工観光課	商工会経営指導員・経営支援員がメンタルヘルス研修を受講し、巡回・窓口対応の際の意識啓発に努めた。また、働き方改革支援センターによる研修を会員向けに実施し意識啓発に努めた。	A
			④あらゆる場でのセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止に向けた広報活動に努めます。	総務課	啓発パンフレット等を各庁舎に設置している。また、職場でのハラスメント防止について、市ホームページ上に掲載している。	B
			⑤さまざまな暴力に対する規制法を市報等に分かりやすく掲載し、市民への周知徹底に努めます。	人権・部落差別解消推進課	相談窓口や若者に向けてのDV等に関するページ等も含め、ホームページに掲載している。	A
			⑥学校教育において暴力を許さない教育を推進するとともに、小中学校内のパソコンに有害情報への制限の整備を行い、青少年の健全な育成に努めます。	学校教育課	教育課程に情報教育の全体計画及び年間指導計画を位置づけ、情報モラル教育の授業を実施して健全育成に努めた。学校内のPCや一人一台配布のタブレット端末に有害情報への制限整備も行った。	A

※メンタルヘルス：精神面における健康。

「主な取組」の取組状況等とその評価
(※「各種審議会等委員への女性の参画の推進」を除く。)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	取組状況等	評価
Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現	2 女性に対するあらゆる暴力の根絶	被害者の相談・支援等の推進	①NPOや関係機関と連携し、相談窓口や相談電話等の情報提供を行い、被害者が安心して相談できる体制づくりと暴力の潜在化防止に努めます。	子育て支援課	県婦人相談所と連携して、相談窓口や相談電話の案内を行った。	A
				高齢者支援課	地域包括支援センターと連携し、虐待、暴力が疑われる案件について、速やかな情報共有、対応に務めた。	
			②支援施設や婦人相談所と連携し、被害者の一時保護や社会復帰のための自立支援に努めます。	子育て支援課	婦人相談所や児童相談所と連携して支援する体制が整っている。	A
				高齢者支援課	警察と連携し、被害者を支援施設に一時保護した。	
			③DV被害者及び犯罪被害者等に対する住宅の確保（市営住宅等の優先入居）を行います。	建設課	DV相談が1件あり、優先入居できるよう案内・手続きを行った。	A
			④犯罪被害者等に対する見舞金その他の支援に取り組む、市報等により市民への周知徹底を図ります。	人権・部落差別解消推進課	犯罪被害者等に対する見舞金等の支援体制を構築している。 市民への周知については、市ホームページ上に犯罪被害者支援についてのページを設けている。	A



「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について

(※女性委員のいない審議会等をなくす。)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	現状	評価
Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	各種審議会等委員への女性の参画の推進	① 市の各種審議会等において、幅広い世代や分野から女性の参画を促進し、 <u>女性委員のいない審議会等をなくす</u> よう努めます。	総務課	審議会等「5」中、女性のいない審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・情報公開・個人情報保護審査会 3名中、女性 1名 ・交通安全対策協議会 20名中、女性 5名 ・行政不服審査会 3名中、女性 1名 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・行財政改革推進会議 6名中、女性 2名 ・指定管理者選定委員会 9名中、女性 1名	A
				防災危機管理課	審議会等「1」中、女性のいない審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・防災会議 25名中、女性 3名	A
				総合政策課	審議会等「3」中、女性のいない審議会等「1」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・総合計画審議会 15名中、女性 2名 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・市民交通対策検討委員会 14名中、女性 4名 ・地域公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会 13名中、女性 0名	B
				人権・部落差別解消推進課	審議会等「2」中、女性のいない審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・男女共同参画審議会 12名中、女性 7名 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・人権教育・啓発推進審議会 9名中、女性 2名	A
				農政課	審議会等「1」中、女性のいない審議会等「1」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・農政対策審議会 8名中、女性 0名	D
				都市景観推進課	審議会等「5」中、女性のいない審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・都市計画審議会 12名中、女性 5名 ・挾間環境保全審議会 16名中、女性 5名 ・景観審議会 14名中、女性 4名 ・湯布院まちづくり審議会 14名中、女性 4名 ・自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する審議会 12名中、女性 1名	A

「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について

(※女性委員のいない審議会等をなくす。)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	現状	評価
Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	各種審議会等委員への女性の参画の推進	① 市の各種審議会等において、幅広い世代や分野から女性の参画を促進し、 女性委員のいない審議会等をなくす よう努めます。	水道課	審議会等「2」中、女性のいない審議会等「1」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・水道事業運営協議会 18名中、女性 6名 ・水道水源保護審議会 10名中、 女性 0名	B
				健康増進課	審議会等「4」中、女性のいない審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・湯布院健康温泉館事業運営委員会 7名中、女性 1名 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・予防接種健康被害調査委員会 6名中、女性 1名 ・健康立市推進協議会 22名中、女性 6名 ・母子保健推進員 43名中、女性 41名	A
				保険課	審議会等「1」中、女性のいない審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・国民健康保険運営協議会 10名中、女性 2名	A
				環境課	審議会等「4」中、女性のいない審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・環境審議会 9名中、女性 1名 ・農業集落排水事業運営協議会 12名中、女性 1名 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・環境監視委員 7名中、女性 2名 ・地球温暖化対策地域協議会 39名中、女性 33名	A
				商工観光課	審議会等「1」中、女性のいない審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・中小企業者店舗等整備改善資金利子補給審査会 12名中、女性 1名	A
				福祉課	審議会等「4」中、女性のいない審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・民生委員推薦会 7名中、女性 1名 ・障害支援区分認定審査会 5名中、女性 1名 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 13名中、女性 3名 ・地域自立支援協議会 15名中、女性 6名	A

「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について

(※女性委員のいない審議会等をなくす。)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	現状	評価
Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	各種審議会等委員への女性の参画の推進	① 市の各種審議会等において、幅広い世代や分野から女性の参画を促進し、 女性委員のいない審議会等をなくす よう努めます。	子育て支援課	審議会等「3」中、女性のいない審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・子ども・子育て会議 19名中、女性11名 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・要保護児童対策地域協議会（実務者会議） 16名中、女性7名 ・要保護児童対策地域協議会（代表者会議） 11名中、女性6名	A
				高齢者支援課	審議会等「8」中、女性のいない審議会等「0」 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会 26名中、女性9名 ・地域包括支援センター運営協議会 23名中、女性8名 ・認知症施策支援推進会議 10名中、女性9名 ・認知症初期集中支援チーム検討委員会 10名中、女性5名 ・支え合い推進会議（第1層） 11名中、女性6名 ・支え合い推進会議（第2層・挟間） 49名中、女性22名 ・支え合い推進会議（第2層・庄内） 43名中、女性24名 ・支え合い推進会議（第2層・湯布院） 39名中、女性21名	A
				学校教育課	審議会等「6」中、女性のいない審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・いじめ問題解決支援委員会 6名中、女性1名 ・学校運営協議会 103名中、女性46名 ・学校給食センター運営協議会 13名中、女性6名 ・教科用図書採択協議会 3名中、女性1名 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・修学支援委員会 14名中、女性8名 ・由布高等学校振興協議会 22名中、女性2名	A

「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について

(※女性委員のいない審議会等をなくす。)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	現状	評価
II 女性 の 活 躍 の 推 進 に お け る	1 政 策 ・ 女 性 の 参 画 の 推 進 に お け る	各 種 審 議 会 等 の 委 員 へ の 参 画 の 推 進	① 市の各種審議会 等において、幅 広い世代や分野 から女性の参画 を促進し、 女性 委員のいない審 議会等をなくす よう努めます。	社会教育課	審議会等「5」中、女性のいない審議会等「1」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・社会教育委員会 13名中、女性 3名 ・文化財調査委員 6名中、女性 0名 ・公民館運営審議会 18名中、女性 9名 ・図書館協議会 13名中、女性 10名 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・子ども読書活動推進会議 14名中、女性 9名	B

※地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等

普通地方公共団体が、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のために設置したもの。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない。

※その他規則等に基づく審議会等

市政に幅広く意見を反映させるために要綱等の定めるところにより設置する委員会又は懇話会等であって、執行機関に対し、提言及び報告等を行うものをいう。ただし、次のものを除く。

- ・由布市の職員のみで構成する庁内検討委員会等
- ・関係機関等の連絡調整、情報交換又は研修等を行うために設置する連絡協議会等
- ・事業及び行事等を実施するために設置する実行委員会等

評価まとめ

A：全て達成	12
B：半分以上達成	3
C：一部達成	0
D：未達成	1

「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について

(※女性委員の全体に占める割合40%以上)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	現状	評価
Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	各種審議会等委員への女性の参画の推進	② 選出基準の見直し等により、市の各種審議会等における女性委員の全体に占める割合を40%以上になるよう努めます。	総務課	審議会等「5」中、女性の割合が40%以上の審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・情報公開・個人情報保護審査会 33.3% ・交通安全対策協議会 25.0% ・行政不服審査会 33.3% 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・行財政改革推進会議 33.3% ・指定管理者選定委員会 11.1%	D
				防災危機管理課	審議会等「1」中、女性の割合が40%以上の審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・防災会議 12.0%	D
				総合政策課	審議会等「3」中、女性の割合が40%以上の審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・総合計画審議会 13.3% 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・市民交通対策検討委員会 28.6% ・地域公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会 0.0%	D
				人権・部落差別解消推進課	審議会等「2」中、女性の割合が40%以上の審議会等「1」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・男女共同参画審議会 58.3% 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・人権教育・啓発推進審議会 22.2%	B
				農政課	審議会等「1」中、女性の割合が40%以上の審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・農政対策審議会 0.0%	D
				都市景観推進課	審議会等「5」中、女性の割合が40%以上の審議会等「1」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・都市計画審議会 41.7% ・挟間環境保全審議会 31.3% ・景観審議会 28.6% ・湯布院まちづくり審議会 28.6% ・自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する審議会 8.3%	C
				水道課	審議会等「2」中、女性の割合が40%以上の審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・水道事業運営協議会 33.3% ・水道水源保護審議会 0.0%	D
				健康増進課	審議会等「4」中、女性の割合が40%以上の審議会等「1」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・湯布院健康温泉館事業運営委員会 14.3% 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・予防接種健康被害調査委員会 16.7% ・健康立市推進協議会 27.3% ・母子保健推進員 95.3%	C

「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について

(※女性委員の全体に占める割合40%以上)

基本 目標	重点 目標	施策	施策の方向	担当課	現状	評価
Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	各種審議会等委員への女性の参画の推進	② 選出基準の見直し等により、市の各種審議会等における女性委員の全体に占める割合を40%以上になるよう努めます。	保険課	審議会等「1」中、女性の割合が40%以上の審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・国民健康保険運営協議会 20.0%	D
				環境課	審議会等「4」中、女性の割合が40%以上の審議会等「1」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・環境審議会 11.1% ・農業集落排水事業運営協議会 8.3% 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・環境監視委員 28.6% ・地球温暖化対策地域協議会 84.6%	C
				商工観光課	審議会等「1」中、女性の割合が40%以上の審議会等「0」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・中小企業者店舗等整備改善資金利子補給審査会 8.3%	D
				福祉課	審議会等「4」中、女性の割合が40%以上の審議会等「1」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・民生委員推薦会 14.3% ・障害支援区分認定審査会 20.0% 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 23.3% ・地域自立支援協議会 40.0%	C
				子育て支援課	審議会等「3」中、女性の割合が40%以上の審議会等「3」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・子ども・子育て会議 57.9% 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・要保護児童対策地域協議会（実務者会議） 43.8% ・要保護児童対策地域協議会（代表者会議） 54.5%	A
				高齢者支援課	審議会等「8」中、女性の割合が40%以上の審議会等「6」 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会 34.6% ・地域包括支援センター運営協議会 34.8% ・認知症施策支援推進会議 90.0% ・認知症初期集中支援チーム検討委員会 50.0% ・支え合い推進会議（第1層） 54.5% ・支え合い推進会議（第2層 挟間） 44.9% ・支え合い推進会議（第2層 庄内） 55.8% ・支え合い推進会議（第2層 湯布院） 53.8%	B

「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について

(※女性委員の全体に占める割合40%以上)

基本 目標 Ⅱ	重点 目標 1	施策	施策の方向	担当課	現状	評価
あらゆる分野における女性の活躍の推進	政策・方針決定過程への女性の参画の推進	各種審議会等委員への女性の参画の推進	② 選出基準の見直し等により、市の各種審議会等における女性委員の全体に占める割合を40%以上になるよう努めます。	学校教育課	審議会等「6」中、女性の割合が40%以上の審議会等「3」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・いじめ問題解決支援委員会 16.7% ・学校運営協議会 44.7% ・学校給食センター運営協議会 46.2% ・教科用図書採択協議会 33.3% 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・修学支援委員会 57.1% ・由布高等学校振興協議会 9.1%	B
				社会教育課	審議会等「5」中、女性の割合が40%以上の審議会等「3」 【地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等※】 ・社会教育委員会 23.1% ・文化財調査委員 0.0% ・公民館運営審議会 50.0% ・図書館協議会 76.9% 【その他規則等に基づく審議会等※】 ・子ども読書活動推進会議 64.3%	B

※地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等

普通地方公共団体が、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のために設置したもの。

※その他規則等に基づく審議会等

市政に幅広く意見を反映させるために要綱等の定めるところにより設置する委員会又は懇話会等であって、執行機関に対し、提言及び報告等を行うものをいう。ただし、次のものを除く。

- ・由布市の職員のみで構成する庁内検討委員会等
- ・関係機関等の連絡調整、情報交換又は研修等を行うために設置する連絡協議会等
- ・事業及び行事等を実施するために設置する実行委員会等

評価まとめ

A：全て達成	1
B：半分以上達成	4
C：一部達成	4
D：未達成	7

**地方自治法第180条の5に基づく
「教育委員会」「選挙管理委員会」「公平委員会」
「監査委員会」「農業委員会」「固定資産評価審査会」
における女性委員の割合等の現状**

委員会等名	担当課	現状
教育委員会	教育総務課	・委員5名中、女性2名 ・女性割合 40.0%
選挙管理委員会	監査・選挙管理委員会事務局	・委員4名中、女性2名 ・女性割合 50.0%
公平委員会	監査・選挙管理委員会事務局	・委員3名中、女性1名 ・女性割合 33.3%
監査委員会	監査・選挙管理委員会事務局	・委員2名中、 女性0名 ・ 女性割合 0%
農業委員会	農業委員会事務局	・委員11名中、女性1名 ・女性割合 9.1%
固定資産評価審査会	総務課	・委員3名中、 女性0名 ・ 女性割合 0%

**「主な取組」のうち「各種審議会等委員への女性の参画の推進」について
(まとめ)**

①各種審議会等における女性委員の登用について

各種審議会等において、“女性委員のいない各種審議会等をなくすよう努める”としています。

②各種審議会等における女性委員の登用の目標数値

各種審議会等における女性委員の全体に占める割合について、“選出基準の見直し等により、40%以上になるよう努める”としています。

③各種審議会等における女性委員の登用状況

各種審議会等の委員総数950人のうち、女性委員は382人でした。女性委員の占める比率は40.2%でした。

各種審議会等 設置区分根拠	各種審議会等数		委員数		女性委員の 割合
		うち、 女性委員がいる 審議会等の数	人	うち、 女性委員 人	
地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会等 注)1	30	27	438	139	31.7%
その他規則等に基づく審議会等 注)2	25	24	484	237	49.0%
地方自治法第180条の5に基づく委員会等 注)3	6	4	28	6	21.4%
全各種審議会等	61	55	950	382	40.2%

注)1 地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体が、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のためおくことができる機関

注)2 由布市審議会等の設置及び運営等に関する規程第2条第2号に該当する審議会等

市政に幅広く意見を反映させるために要綱等の定めるところにより設置する委員会又は懇話会等であって、執行機関に対し、提言及び報告等を行うものをいう。ただし、次のものを除く。

- ・ 由布市の職員のみで構成する庁内検討委員会等
- ・ 関係機関等の連絡調整、情報交換又は研修等を行うために設置する連絡協議会等
- ・ 事業及び行事等を実施するために設置する実行委員会等

※注)3 地方自治法180条の5

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員

- ・ 教育委員会
- ・ 選挙管理委員会
- ・ 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- ・ 監査委員

上記以外で、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会

- ・ 農業委員会
- ・ 固定資産評価審査委員会

「農業委員」「認定農業者」「防災会議の委員」「消防団員」「教育委員」に占める女性の割合等の現状

政策領域	個別分野	項目	成果目標	担当課	現状等
I あらゆる分野 における女性 の参画拡大	第1分野 政策・方針決 定過程への女 性の参画拡大	市町村職員の 各役職段階に 占める女性の 割合	係長相当職 2025年度末までに <u>40%</u>	総務課	<u>30.8%</u> (総数91名中、女性28名)
			課長補佐相当職 2025年度末までに <u>33%</u>	総務課	<u>22.6%</u> (総数62名中、女性14名)
			課長相当職 2025年度末までに <u>22%</u>	総務課	<u>23.9%</u> (総数46名中、女性11名)
		「認定農業者 数」に占める 女性の割合	2025年度までに <u>5.5%</u>	農政課	<u>2.3%</u> (認定農業者<個人> 132名中、女性3名) [参考] 令和5年度認定新規就農者(個人)28件 うち女性(単独申請) 2件 女性の割合 7.1%
		「自治会長」 に占める女性 の割合	2025年度までに <u>10%</u>	総務課	<u>3.4%</u> (委員149名中、女性5名)
		「消防団員」 に占める女性 の割合	2026年度までに <u>10%</u> を 目標としつつ、当面5%	消防本部	<u>1.8%</u> (R5.4.1時点) (702名中、女性13名) 【内訳】 機能別消防団員 12名 一般消防団員 1名

○由布市男女共同参画推進条例

平成17年10月1日

条例第9号

前文

少子高齢化の進展、更には社会経済情勢の急激な変化の中にあつて、男女が、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関係なく、その個性と能力を発揮することができる共同社会の実現が重要である。

このような状況の中、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにして、その方向を示し、男女共同参画を総合的、かつ計画的に推進することにより、豊かな未来と活力ある由布市を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の推進に関し、その基本理念を定め、市と市民及び事業者等の責務を明らかにし、並びに男女共同参画に関する基本施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的、かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が性別にかかわらず、社会のあらゆる分野における活動に参画し、ひとしく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、共に責任を担う社会をいう。
- (2) 事業者等 市内において、事業を展開する個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる活動分野において、男女間の参画機会の格差を改善するために、その機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手を不快にさせ、その人の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手の対応によりその人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 男女が、人としての尊厳を重んぜられ、性別によって不平等な取扱いを受けないよう配慮されなければならない。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣例が、男女の自由な活動の選択を妨げないよう配慮されなければならない。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市、事業者その他の団体などの施

策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されなければならない。

(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活において家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、職業生活や地域活動ができるようにしなければならない。

(5) 男女が、互いの性を尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、自らの決定が尊重され、生涯にわたって心身の健康に配慮されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し実施するとともに、その他の施策についても男女共同参画の視点に立って実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画推進施策の策定及び実施に当たっては、財政上の措置及び実施体制の整備に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画を推進し、就労者の職業活動と家庭活動の両立を支援し、市の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者等は、就労者に対し、就労に関して男女共同参画の推進に必要な情報を提供し、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(市を訪れる人や関係者との協調)

第7条 男女共同参画社会は、国、県又は他の地方公共団体と協調し、市の来訪者や関係者にその基本理念への理解を求めて実現していかななければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、あらゆる場において、性別により差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力行為を行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報においては、性別による固定的役割分担、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為を助長する表現その他男女共同

参画の推進を妨げる表現を用いないよう努めなければならない。

（男女共同参画計画）

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定する。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民の意見を反映し、第19条に定める由布市男女共同参画審議会への諮問等、適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（市民及び事業者等の理解を深めるための措置）

第11条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者等の理解を深めるために、機会を通じて情報を提供し、啓発活動を行うよう努めるものとする。

（推進体制の整備等）

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるとともに、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

2 市は、民間の団体等が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（家庭生活の活動と他の活動の両立支援）

第13条 市は、男女が共に家庭生活と、職業生活その他の社会における活動と両立することができるよう、その支援に努めるものとする。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第14条 市は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、事業者及び民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（苦情及び相談等の申出）

第15条 市は、市民又は事業者等からの男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる苦情の申出及び性別による差別的取扱い等に関する相談の申出等に対し、積極的に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の規定による申出に対応するため、由布市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の規定による申出に対し、必要があると認めるときは調査を行うことができる。

4 市長は、前項の規定による調査により、必要があると認めるときは、関係者に対して指導及び助言を行うことができる。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画推進の施策を策定し、実施するために必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(事業者からの報告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し男女共同参画に関する事項について報告を求めるとともに、助言をすることができる。

(年次報告)

第18条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び実施状況について公表するものとする。

(由布市男女共同参画審議会の設置)

第19条 男女共同参画を円滑に推進するため、由布市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第10条第3項の規定により諮問された事項について審議すること。

(2) 第15条第2項の規定により意見を求められた事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

(3) 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて答申し、及び市長に建議すること。

(組織及び委員)

第20条 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

2 男女いずれかの委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

おわりに

令和5年度は、由布市第3次男女共同参画プランにおける計画年度が第3年度でした。

全体的にみると、新型コロナウイルス感染症の感染症法※上の位置付けが5類感染症となったことで、感染症の影響による事業の未実施・規模縮小などがなくなり、令和5年度に実施を予定していた事業は、ほぼ実施することができました。

(※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

各施策の内容の評価については、令和5年度に実施した事業のほとんどで、目標水準またはそれ以上の実績を上げています。

一方で、固定的な役割分担意識の解消など、個々の意識改革が必要なものについては、幼少期からの環境が大きく影響していること等が考えられ、その改革には時間を要することが見込まれます。今後も、家庭・学校・社会における意識改革の取り組みを進めていく必要があります。

各種審議会等委員への女性の参画の推進の「女性のいない審議会をなくす」については、61ある審議会等の内、55審議会等が女性委員へ委嘱等を行っており、高い割合で達成できていると評価できます。

その反面、「女性委員の委員全体に占める割合を40%以上になるよう努める」については、登用率の上昇は見取れるものの、未だ4割程の課が未達成となっています。今後、目標を達成できるよう、要綱等の選出基準の見直しを行っていく必要があります。

日常の業務においても、常に男女共同参画の視点を持ち、男女共同参画社会の形成に向け、今後も取り組みを進めていきます。



由布市第3次男女共同参画プラン
年次報告書（令和5年度実施状況）

作成 令和7年1月 人権・部落差別解消推進課
由布市庄内町柿原302番地
☎097-582-1112